

答申第68号（諮問第87号）

答 申 書

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が行った、平成27年度第2回入札検討会議資料のうち、改正理由及び考え方に関する部分、業者等への聞き取り調査の結果に関する部分、関係部署や幹事会の意見等に関する部分を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求までの経過

ア 資料の公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、工事に伴う委託業務の入札について、失格判断基準が、平成28年度より予定価格1,000万円以上から500万円以上へ変更された根拠のわかる資料の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 一部公開決定

市長は、本件請求に対して、対象公文書を平成27年度第2回入札検討会議資料（以下「本件対象公文書」という。）及び平成27年度第2回入札検討会議議事録と特定した上で、本件対象公文書のうち、①改正理由及び考え方に関する部分、②業者等への聞き取り調査の結果に関する部分、③関係部署や幹事会の意見等に関する部分（以下これらを「本件対象部分」という。）を非公開とする旨の一部公開決定を行った。

ウ 審査請求

これに対し、請求人は、本件対象部分について、非公開とする一部公開決定を取り消し、本件対象部分の公開を求める趣旨の審査請求を行った。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張を、平成28年11月17日付けの審査請求書、平成29年1月27日付け反論書及び同年5月18日の本審査会における口頭による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)から要約すれば、概ね次のとおりである。

ア 審査請求の内容について

審査請求の内容は、上記(1)ウのとおりである。

イ 本件対象公文書の一部公開について

(ア) 市長は、条例第6条第1項第7号に規定する「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとして、一部公開決定をしている。この「おそれ」の判断は、明白かつ現在の危険の存在が必要であるが、市長はその存在について何ら具体的説明をしていない。

(イ) 本件対象部分を公開しても、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。また、本件対象部分のうち、業者等への聞き取り調査の結果に関する部分について、市長は、以前に本件同様の低入札価格調査書について業者名を含めて業者の意見と市担当職員の意見の聞き取り内容を公開しており、整合性がとれていません。

(ウ) 最高裁判所平成13年(行ヒ)第9号東海環状道関連情報非公開処分取消請求事件(以下「最高裁判決」という。)において、非公開情報に当たらないとする判決がでている。

ウ まとめ

以上より、市長は、本件対象部分について公開すべきである。

3 市長の主張の要旨

市長の主張を、平成28年12月21日付けの弁明書及び平成29年5月18日の口頭意見陳述から要約すれば、概ね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、入札制度の見直しにおける低入札対策等に関する入札検討会議のために作成された資料である。

この資料は、庁内外への調査・ヒアリングを実施し、その結果を分析したうえで、平成28年度改正の考え方や改正案を示したものである。

(2) 非公開とした理由

本件対象部分に記載されている情報は、①改正理由及び考え方に関する情報、②業者等への聞き取り調査の結果に関する情報及び③関係部署や幹事会の意見等に関する情報である。

これらの情報が公開されると、入札参加業者から不当な干渉等を受け入札制度検討過程で自由な意思形成が阻害される蓋然性があり(①)、聞き取り調査については、協力者との信頼関係を損ね、今後正確な聞き取り調査に支障をきたす蓋然性があり(②)、また、関係部署や幹事会の意見等については、活発な議論による率直な意見交換をすることが躊躇される蓋然性が高いものである(③)。

したがって、反復継続して行われる入札検討事務の性質上、将来の入札検討事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件対象部分は、条例第6条第1項第7号に該当し非公開と判断した。

なお、②業者等への聞き取り調査の結果に関する情報について、審査請求人が主張する低入札価格調査資料の公開との整合性については、事案が異なるものであり、本件にはあてはまらない。

また、最高裁判決も事案が異なり、この判決を踏まえても、結論が異なるものではない。

4 審査会の判断

(1) 条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めるこ
とにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活
動を市民に説明する責務が全うされるようになるとともに、市政に対する市民
の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし
(第1条)、その解釈及び運用は、その権利を十分に尊重した上で、個人に関する
情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならな
いとしている(第3条)。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開請求に係る
情報が非公開情報に当たるかどうかの判断権を実施機関が有することを規定し
ている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断す
るものである。

(2) 条例第6条第1項第7号該当性について

ア 条例第6号第1項第7号の非公開情報について

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、
当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録さ
れている公文書は、公開しないことを定めたものである。

そして、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支
障を及ぼすおそれがあるもの」には、現在の事務又は事業の適正な遂行に支
障を及ぼすおそれがあるものののみならず、同種の事務又は事業が反復される
場合において、公開請求に係る公文書の公開により、将来の事務又は事業の
適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。また、「支障を及ぼ
すおそれ」については、支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的な
ものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的
保護に値する蓋然性が要求されると解する。

イ 本件対象部分の条例第6条第1項第7号該当性について

市長によると、入札・契約制度は、その時の経済状況や国の施策により影響を受けるものであるし、現に採用されている入札・契約制度もその後の入札結果を踏まえ継続的に分析・検証がなされるものであって、一旦構築した入札・契約制度であっても、経済状況や国の施策又は市の入札結果により制度を変更する必要が生じた場合には、その都度、入札制度検討会議が開催されることであることである。

本審査会で調査したところ、定期的に会議を行うものではないが、必要に応じて開催する予定との説明を受けた。

そして、入札・契約制度は、その性質上変更が予定されるものであると考えられるので、市長の前記説明に不合理な点は認められない。

したがって、入札制度検討事務は、反復される事務といえる。

また、入札・契約制度については、先に指摘した事情を踏まえ公契約の機動的かつ適切な見直しを行う必要があり、それを検討する入札制度検討会議では、できる限り多様な資料や意見を参考しながら、自由な審議・検討を通じ意思決定がなされる必要性が認められる。

本件対象部分は、①改正理由及び考え方に関する部分、②業者等への聞き取り調査の結果に関する部分及び③関係部署や幹事会の意見等に関する部分である。

そして、本件対象部分に係る情報のうち、改正理由及び考え方については、公開すると入札参加業者等から不当な干渉を受けること等により率直な意見の交換又は入札制度検討過程で自由な意思形成ができなくなるおそれがあり（①）、業者等への聞き取り調査の結果については、協力者との信頼関係を損ね、今後の正確な聞き取り調査に支障をきたし内部検討のために必要な資料を得られなくなるおそれがあり（②）、また、関係部署や幹事会の意見等については、活発な議論による率直な意見交換をすることが躊躇されるおそ

れが認められる（③）。

ウ まとめ

よって、入札制度検討事務は、反復継続される事務であり、本件対象公文書のうち本件対象部分の公開により、将来の入札検討事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、条例第6条第1項第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

（3）低入札価格調査書の公開決定との整合性について

請求人は、市長が本件対象部分のうち業者等への聞き取り調査の結果に関する部分を非公開としたことは、請求人が以前に行った低入札価格調査書の公開請求について、市長が業者名も含めて業者の意見と市担当職員の意見の聞き取り内容を公開していることとの整合性がとれていないと主張する。しかしながら、本審査会は、本件対象部分の非公開が妥当であるかどうかを条例に基づき判断するのであり、他の請求に対する決定との整合性を判断するものではない。

（4）最高裁判決について

請求人は、最高裁判決により非公開情報に当たらないとされているから、本件対象部分も公開されるべきであると主張するが、この判決は、旧岐阜県情報公開条例（平成6年岐阜県条例第22号。平成12年岐阜県条例第56号による全部改正前のもの。）第6条第1項第7号該当性が問題となっており、本市条例とは非公開情報の条文構造が異なり、また、いわゆる審議検討情報（本市では条例第6条第1項第6号に相当すると思われる。）についての判例であり、条例第6条第1項第7号（いわゆる事務事業遂行情報）該当性が問題となる本件にあてはまるものではない。

（5）結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

【審査会の処理経過】

年　月　日	内　容
29. 2. 3	○ 詮問（第87号）
29. 5. 18	○ 口頭意見陳述の実施 ○ 審査
29. 6. 28	○ 答申内容の決定

【豊橋市情報公開・個人情報保護審査会】

委員（会長）	庄 村 勇 人
委員	河 邊 伸 泰
委員	見 目 喜 重
委員	菅 生 剛 弘